



STOP滞納！！ 県下一斉徴収強化月間

問い合わせ 納税課 (☎内線334・335・366)

11～12月は県下一斉徴収強化月間です。納め忘れがないか、いま一度確認をお願いします。
納期限が過ぎても市税などを納付していない人は、早急に納めてください。

◇自主納付は市税全体の約98%！

◆滞納になれば財産を差し押えます！



家宅搜索



タイヤロック

税負担の公平性を確保するため、市税などを滞納している人に対しては、預貯金や給与、不動産などの財産を差し押えます。差押財産は金銭に換え滞納税に充てます。

◆口座振替やスマホ納付で滞納防止を！



納付が遅れると、差押えになったり、延滞金が発生したりするおそれがあります。納期日に確実に納付でき、コロナ禍でも人との接触リスクがない口座振替を活用してください。

自宅に居ながら納付ができる便利なスマホ決済アプリでの納付も利用してください。

従来どおり、コンビニエンスストアや金融機関での納付書払いもできます。

◇早めのご相談を！

災害や病気などやむを得ない事情から一時的に納付をすることができない場合は、納税課まで連絡してください。生活状況などに応じて減免制度や納税猶予などの各種制度の案内や、完納に向けた納付計画の相談を受け付けます。